

# 我が国の文化行政

---

組織と仕事

文化庁

AGENCY FOR CULTURAL AFFAIRS

MESC

ACA

## はじめに

今日の社会経済は構造的変化を遂げつつあり、これに伴い、国民の価値意識にも、大きな変化がみられます。特に、生活の質的充実、ゆとり、心の豊かさを求める声は強く、文化行政に対する国民の期待は一層高まっております。

文化庁においては、このような期待に応えるため、貴重な国民的財産である文化財の保存継承を図る文化財保護事業に力を入れるとともに、新しい文化の創造に対する援助と芸術文化の普及のための諸施策を行っております。

この小冊子では、文化庁の仕事のあらましを紹介しておりますが、文化行政に対する皆さんの御理解をいただくとともに、その推進のため、御協力下さいますようお願いいたします。

## 目次

文化庁の役割	2	宗教行政事務の推進	22
文化庁の組織	3	研修会・研究協議会の開催	23
文化庁の予算	6	文化の国際交流	29
文化関係の顕彰優遇	8	文化庁の広報	31
芸術文化の振興	9	(参考)	
文化財保護の充実	12	戦後の文化行政のあゆみ	32
国語の改善・普及	19	文化庁関係機関の住所・電話	35
著作権制度の整備と運用	20	文化庁附近図	36

# 1. 文化庁の役割

## ●文化と文化行政

広く「文化」を人間が自然に働きかけながら形成してきた物質的、精神的な成果の一切を意味するものと解すれば、衣食住の様式、知識、信仰、道徳、法律、社会慣習などもすべて文化の概念に含まれることとなります。この意味においては、文化の振興及び普及にかかわる行政は極めて広汎なものであり、いわば国及び地方公共団体の行政全体に及ぶものといえます。文化庁はこのような行政の一部を分担するものであり、この場合の「文化」は、「芸術及び国民娯楽、文化財保護法に規定する文化財、出版及び著作権その他の著作権法に規定する権利並びにこれらに関する国民の文化的生活向上のための活動」（文部省設置法第2条）と定義されています。

## ●文化庁設置の経緯

昭和43年度に政府全体の行政機構の改革がありましたが、物質的豊かさのみではなく精神的にも充実



文化庁発足の日

した文化的生活を国民が求めている傾向を受けて、文化の一層の振興を図るため、同年6月15日に文化庁が文部省の外局として設置されました。これは、昭和25年に文部省の外局として設置された文化財保護委員会と昭和41年に設置された文部省文化局を統合して文化行政組織の一元化を図り、文化振興の施策を推進しようとしたものでした。

## ●文化庁の任務と仕事

文化庁は、「文化の振興及び普及並びに文化財の保存及び活用を図るとともに、宗教に関する国の行政事務を行うこと」（文部省設置法第12条）を任務としており、その仕事はおおむね、次のとおりです。

### 1 芸術及び生活文化・国民娯楽の振興と普及

文学・音楽・美術・演劇・舞踊その他の芸術の振興と普及、劇場・音楽堂・美術館その他の文化施設の設置と設置助成、文化団体との連絡、生活文化及び国民娯楽の振興と普及など。

### 2 文化財の保存と活用

文化財の保存及び活用のための補助や援助・助言、文化財等の指定等、文化財の管理・修理・復旧、現状変更の制限その他文化財の保護のため規制、文化財の公開その他文化財の活用、文化財に関する調査など。

### 3 国語の改善等

国語の改善・普及、外国人に対する日本語教育の推進など。

### 4 著作権の保護

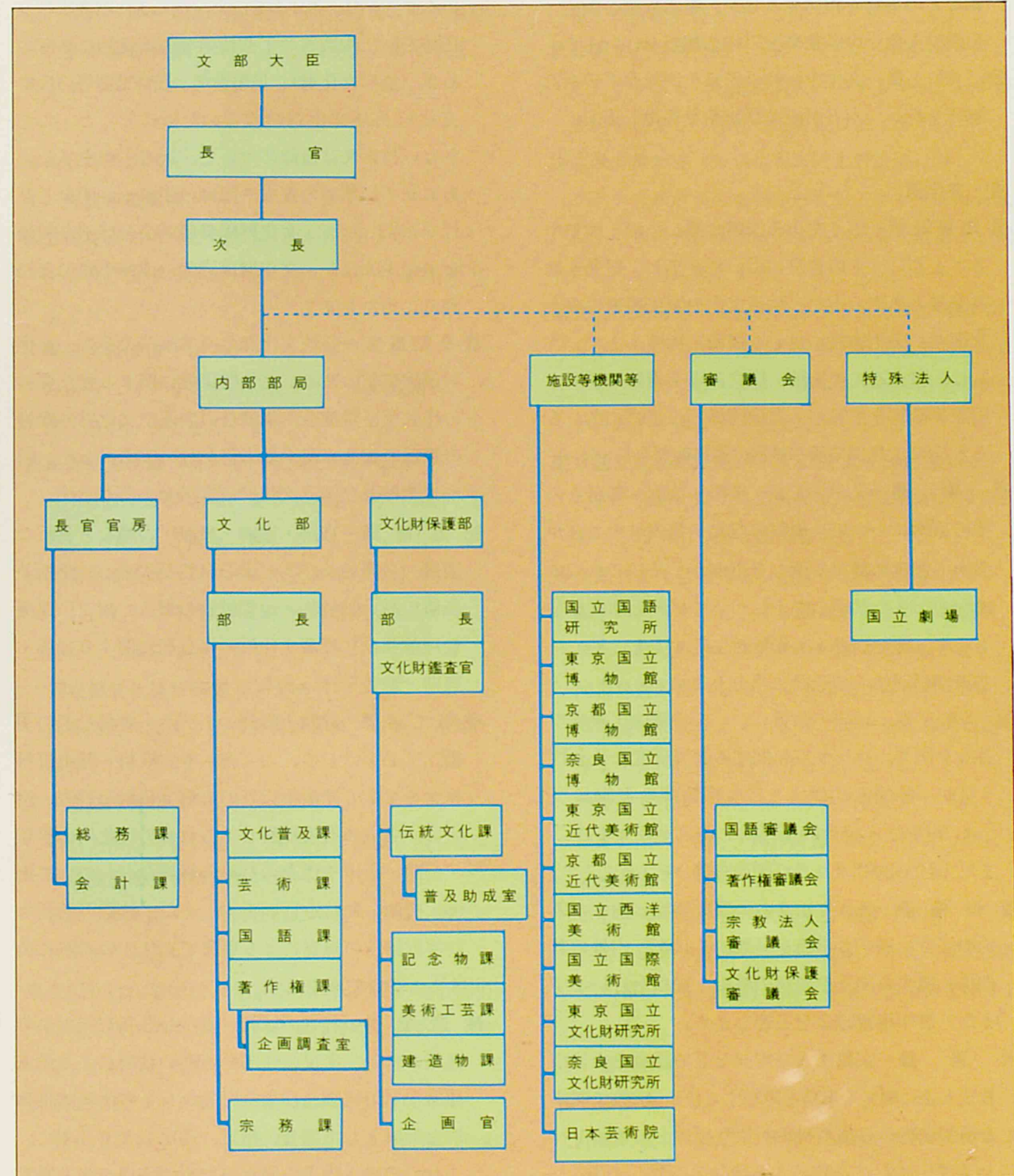
著作権・出版権・著作隣接権の保護のための制度の整備、著作権思想の普及など。

### 5 宗務行政の推進

宗教法人の規則等の認証、宗教団体との連絡など。

# 2. 文化庁の組織

文化庁の機構図（昭和59年度定員：内部部局177人、施設等機関等602人）



## ●内部部局

### 1 長官官房

総務課…文化庁全般の人事・文書・審査・広報などの事務を担当するほか、基本施策の調査・企画や文化庁の所掌事務の総合調整を行います。

会計課…文化庁全般の予算・決算などの会計事務を行い、国有財産及び物品を管理します。

### 2 文化部

文化普及課…広く文化の振興に関し企画・調整するとともに、その普及について企画し、援助と助言を与えます。また、生活文化や国民娯楽の向上を図り、文化施設に対して援助、指導します。さらに、国立近代美術館、国立西洋美術館及び国立国際美術館を主管し、文化団体との連絡に当たるとともに、文化部の所掌事務の連絡調整を行います。

芸術課…文学・音楽・美術・演劇・舞踊その他の芸術について、資料の収集や提供をするほか、芸術の振興に関する催しを主催し、又はこれらに参加し、また芸術の向上について援助と助言を与えます。また、日本芸術院を主管するとともに、芸術関係団体との連絡に当たります。

国語課…国語の改善についての調査・企画や普及を図り、ローマ字に関する調査研究などを行うほか、外国人に対する日本語教育の実施について専門的・技術的な援助と助言を与えます。また、国立国語研究所及び国語審議会を主管します。

著作権課…著作権法その他著作権等に関する条約や法令に関する事務を処理するほか、内外の著作権に関する調査や資料の収集・提供を行います。また、著作権審議会を主管します。

宗務課…宗教法人の規則などの認証その他宗教法人法に関する事務を処理するほか、宗教に関する情報資料の収集や提供、宗教団体との連絡を行います。また、宗教法人審議会を主管します。

### 3 文化財保護部

伝統文化課…文化財の保存及び活用に関し、企画・連絡調整及び国際的諸活動に関する事務を行います。また、今日まで伝えられてきた歌舞伎等の伝統芸能、陶芸等の工芸技術等の伝統的な高度のわざ（無形文化財）、風俗習慣、民俗芸能等の民俗文化財及び文化財の保存のために欠くことのできない技術又は技能について、調査・指定等し、あわせて伝承者の養成や記録の作成・公開などを行います。さらに、文化財保護審議会及び国立劇場を主管するほか、文化財保護部の所掌事務の連絡調整に当たります。

普及助成室…伝統文化課の所掌事務のうち、文化財保護事業の助成、文化財保護に関する普及資料の作成及び講演会や講習会の開催や文化財の保護の趣旨の普及に関する事務を行います。また、国立博物館及び国立文化財研究所を主管します。

記念物課…宮跡・城跡・貝塚・古墳など貴重な遺跡、名勝地及び我が国の自然を代表し、学術上価値の高い動植物・地質鉱物の調査、指定、保護管理等並びに埋蔵文化財の保存等に関する指導・援助・助言を行います。

美術工芸課…絵画・彫刻・工芸品・書跡などの美術工芸品をはじめ、古文書・考古資料・歴史資料を含めて広く建造物以外の有形文化財を調査・指定し、その所有者に対してこれらの文化財の管理・公開・活用や保存のための修理などについて指導・援助・助言を行います。また、銃砲刀剣類所持等取締法の規定による事務で文化庁の所掌に属するものを処理します。

建造物課…社寺・城郭・書院など我が国古来の建築のほか、庶民の住宅や西欧の技術による洋風建築などの建物及び集落町並みなどの伝統的建物群を対象として調査、指定、選定します。また、これらの建造物等の保存のための修理や防災施設

などについて指導・援助・助言を行います。

文化財鑑査官…文化財に関する専門的、技術的な重要事項に係るものを総括整理します。

企画官…文化財保護部の特定の課の所掌事務に係る重要事項についての企画及び立案に参画します。

## ●施設等機関等

### 1 施設等機関等

国立国語研究所（東京都北区西が丘3-9-14）

国語及び国民の言語生活に関する科学的調査研究等を行います。

同日本語教育センター

外国人に対する日本語教育に関する調査研究、研修、教材作成等を行います。

東京国立博物館（東京都台東区上野公園13-9）

日本及び東洋諸地域の美術工芸品、考古資料を収集し、保管して観覧に供します。

京都国立博物館（京都市東山区茶屋町527）

主として平安時代以降の日本の美術品等を収集し、保管して観覧に供します。

同京都文化資料研究センター

京都文化に関する情報資料の作成、収集、調査研究等を行います。

奈良国立博物館（奈良市登大路町50）

仏教美術品等を収集し、保管して観覧に供します。

同仏教美術資料研究センター

仏教美術に関する情報資料の作成、収集、調査研究等を行います。

東京国立近代美術館（東京都千代田区北の丸公園3）

近代美術に関する作品その他の資料を収集し、保管して観覧に供します。

同工芸館（東京都千代田区北の丸公園1）

近代美術のうち、工芸に関する作品その他の資料を収集し、保管して観覧に供します。

同フィルムセンター（東京都中央区京橋3-11）

劇映画、文化映画、記録映画等の収集、保存、研究、上映及びこれら映画に関する情報資料等の収集、調査研究等を行います。

京都国立近代美術館（京都市左京区岡崎円勝寺町）

工芸を主体とした近代美術に関する作品その他の資料を収集し、保管して観覧に供します。

国立西洋美術館（東京都台東区上野公園7-7）

フランス政府から寄贈された松方コレクション及びその他の西洋美術に関する作品等を収集し、保管して観覧に供します。

国立国際美術館（大阪府吹田市千里万博公園10-4）

日本美術の発展と世界の美術との関連を明らかにするために必要な美術に関する作品その他の資料を収集し、保管して観覧に供します。

東京国立文化財研究所（東京都台東区上野公園13-27）

美術、芸能に関する調査研究及び文化財の保存に関する科学的な調査研究等を行います。

奈良国立文化財研究所（奈良市二条町2-9-1）

南都の社寺を中心とする調査研究及び平城宮跡、飛鳥・藤原地域の遺跡の発掘調査等を行います。

同飛鳥資料館（奈良県高市郡明日香村奥山601）

飛鳥地域に関する考古資料、歴史資料等の収集・保管・公開・調査研究等を行います。

同埋蔵文化財センター（奈良市佐紀町）

埋蔵文化財に関し、調査研究、研修、指導、助言等を行います。

日本芸術院（東京都台東区上野公園1-30）

芸術上の功績顕著な芸術家優遇のための荣誉機関であるとともに芸術に関する重要事項の審議を行います。

### 2 審議会

国語審議会

国語の改善、国語の教育の振興及びローマ字に関する事項を調査審議します。

### 著作権審議会

著作権制度に関する重要事項及び著作物等の利用に関する補償金の額等に関する事項を調査審議します。

### 宗教法人審議会

宗教法人に関する認証その他宗教法人法に基づきその権限に属された事項を調査審議します。

### 文化財保護審議会

文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議します。

### 3 特殊法人

#### 国立劇場（東京都千代田区隼町4-1）

主として我が国古来の伝統的な芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、邦楽、邦舞、民俗芸能、大衆芸能など）の公開、伝承者の養成、調査研究などを行います。このための施設として、次のものがあります。

- 本館（大劇場、小劇場等）
- 演芸資料館（演芸場等）
- 能楽堂  
（東京都渋谷区千駄ヶ谷4-18-1）
- 文楽劇場  
（大阪市南区日本橋1-12-10）

## 3. 文化庁の予算

昭和59年度の文化庁所管の予算額は約377億円で、厳しい国の財政状況の下で対前年度5.6%の減額となっています。この予算額は文部省所管予算額（一般会計）の0.83%に当たります。

その内訳を見ると、文化財保護部が最も多く文化庁予算額の62.4%を占め、次いで施設等機関等14.6%、文化部11.3%、人件費11.1%となっています。

文化庁予算の推移

年度	予算額	対前年度増加率(%)	文部省予算に占める比率(%)	国の一般会計に占める比率(%)
43	4,960	1.1	0.76	0.09
44	5,492	10.7	0.74	0.08
45	6,752	22.9	0.80	0.08
46	8,808	30.5	0.89	0.09
47	11,265	27.9	0.95	0.10
48	14,342	27.2	1.01	0.10
49	17,335	20.9	0.98	0.10
50	21,173	22.1	0.88	0.10
51	23,814	12.5	0.86	0.10
52	27,868	17.0	0.89	0.10
53	33,406	19.9	0.92	0.10
54	38,521	15.3	0.95	0.10
55	40,025	3.9	0.94	0.09
56	39,630	△ 1.0	0.89	0.08
57	39,901	0.7	0.87	0.08
58	40,005	0.3	0.88	0.08
59	37,749	△ 5.6	0.83	0.07

昭和59年度 文化庁予算の内訳

区分	予算額	構成比(%)
	百万円	
1. 人件費	4,172	11.1
(1)本庁	1,013	
(2)施設等機関等	3,159	
2. 文化部	4,274	11.3
(1)一般経費	1,618	
芸術祭及び芸術選奨	98	
こども・青少年・移動芸術祭	899	
芸術家研修	170	
優秀映画の促進	136	
中国引揚者等に対する日本語教育	20	
中学校芸術鑑賞教室	52	
第二国立劇場(仮称)設立準備	138	
その他	105	
(2)補助金	2,656	
イ. 一般補助	1,211	
地方芸術文化活動費補助	234	
民間芸術等活動費補助	972	
その他	5	
ロ. 施設補助		
地方文化施設	1,445	
3. 文化財保護部	23,572	62.4
(1)一般経費	2,503	
文化財保護部事務処理	171	
国宝・重要文化財等の買上	1,986	
国有文化財等の保存整備等	322	
その他	24	
(2)施設費		
平城宮跡・飛鳥藤原宮跡等の買上	922	
(3)補助金	19,647	
イ. 一般補助	11,796	
国立劇場補助金	3,720	
有形文化財等の保存整備	7,591	
無形文化財等の保護	472	
その他	13	
ロ. 施設補助	7,851	
文化財保存施設整備等	700	
史跡等の買上	7,151	
(4)出資金		
国立劇場出資金	500	
4. 施設等機関等	5,507	14.6
(1)一般経費	3,711	
(2)施設費	1,790	
(3)補助金	6	
5. その他	224	0.6
(1)一般経費	222	
文化放送(テレビ)	153	
国立文化施設配置の調査研究	12	
その他	57	
(2)補助金	2	
計	37,749	100.0

## 4. 文化関係の顕彰優遇

### ●文化勲章、文化功労者

文化勲章は、文化の発達に関し勲績卓絶な者に対し、文部大臣が文化功労者選考審査会の意見を聴いて行う推薦に基づき、内閣で決定し、授与されるもので、昭和12年に制度化されました。

対象となる分野は、学術等の分野も含め広範にわたっていますが、芸術分野では、美術（日本画、洋画、彫塑、工芸、建築）、文芸（小説、詩歌、評論、翻訳）、芸能（洋楽、邦楽、演劇）等について行われています。

例年、文化の日（11月3日）に皇居において伝達式が行われています。

なお、文化勲章受章者は、原則として前年までの文化功労者の中から選ばれることになっています。

文化功労者制度は、文化の向上発達に関し特に功績顕著な者に終身年金を支給し、これを顕彰するため昭和26年に設けられたもので、文化功労者選考審査会が選考した者のうちから文部大臣が文化功労者を決定し、年金が支給されることになっています。

対象としている分野は、文化勲章の場合と同様です。

### ●叙勲、褒章

戦後一時中断され、昭和39年から再開された生存者に対する叙勲は、特別の事情のある場合を除いて年齢70歳以上を対象とし、春秋2回（春は4月29日、秋は11月3日）に分けて行われています。叙勲基準は、功労のあった者に勲六等以上、著しい功労のある者には勲四等以上、特に著しい功労のある者には勲二等以上となっています。文化の分野では、美術、文芸、音楽、演劇、映画、舞踊、大衆芸能、生活文化、宗教、国語、国民娯楽、伝統芸能、及び伝統工芸の各部門並びに報道、出版及び文化財の保護が対象となっています。また、死亡者については生前の

功績により、死亡時に叙勲が行われています。

現在、叙勲のほか褒章の制度がありますが、紅、緑、黄、紫、藍、紺綬の6種のうち、文化に関係のあるものとしては、「業務ニ精励シ、衆民ノ模範タルベキ者」に賜与される黄綬、「学術芸術上ノ発明改良創作ニ関シ事績著名ナル者」を対象とする紫綬、「公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナル者又ハ公同ノ事務ニ勤勉シ勞効顕著ナル者」に与えられる藍綬があります。

### ●芸術選奨等

芸術分野においてその年に優れた業績を上げた者又はその業績によって各分野に新生面を開いた者を選奨し、芸術選奨文部大臣賞及び同新人賞を贈るもので、昭和25年度より実施しています。

また、昭和53年度から、楽曲、戯曲等の優れた作品を募り、作者に舞台芸術創作奨励特別賞を授与する制度を設けています。

なお、昭和60年度からは優れた媒体芸術（映画、放送、レコード）作品に芸術作品賞を授与する制度を設けます。

### ●日本芸術院

日本芸術院は、芸術上の功績顕著な芸術家を優遇するために置かれている機関で、院長及び会員120人以内で組織しています。

日本芸術院では、また、卓越した芸術作品を制作した者又は芸術の進歩に貢献する顕著な業績があると認める者に対して思賜賞及び日本芸術院賞を授与し、芸術家の顕彰に大きな役割を果たしています。

### ●地域文化功労者表彰

全国各地域において、芸術文化の振興、文化財の保護に尽力する等地域文化の振興に功績のあった個人及び団体（毎年計約100人・団体）に対して、その功績をたたえ文部大臣が表彰するもので、昭和58年度から始まりました。

## 5. 芸術文化の振興

国民の精神的なゆとりや豊かな情操を培い、文化国家を築きあげるためには、芸術文化の振興を図ることが必要です。そのための芸術文化行政は、大別して二つに分けられます。一つは、我が国芸術文化の頂点を高めることを目的として創作活動の奨励に関する施策を進めることであり、他の一つは、文化のすそ野を広げることを目的として文化の普及に関する施策を進めることです。

### ●創作活動の奨励

#### 1 芸術家の研修等

##### ① 芸術家の研修

芸術各分野の将来性に富む芸術家を、海外又は国内でその専門とする分野について実地に研修させ、その技芸を向上させるための事業です。

##### ○在外研修

美術、音楽、舞踊、演劇・映画、舞台美術等の各分野から選び、3か月、1年又は2年海外に派遣し研修させるもので、昭和42年度（2年派遣は49年度、3か月派遣は54年度）から実施しています。

##### ○国内研修

美術、音楽、舞踊、演劇、舞台美術等の各分野から選び、1年間、国内において研修させ、その経費の一部を国が負担するもので、昭和52年度から実施しています。

##### ② 優秀美術作品買上げ

美術家の創作意欲を高めるため、年間の団体展、個展等における発表作品のうちから優れた作品を買上げるもので、昭和34年度から実施しています。

#### 2 創作活動の奨励援助

##### ① 芸術祭

優れた作品を広く一般に公開して芸術鑑賞の機運を醸成し、また、芸術家の意欲的な公演発表を促すため、昭和21年度から開始されたものです。毎年10月1日から11月15日まで開催されてきましたが、昭和60年度からは芸術祭の見直しに伴い、期間も10月1日から11月10日までとなります。

芸術祭は、主催公演、協賛公演及び参加公演からなっており、参加公演のうち優秀なものに対しては、芸術祭賞が授与されます。

##### ② 芸術関係団体への助成

芸術文化の向上普及は芸術関係団体の自主的活動に負うところが極めて大きいことから、これらの団体が行う事業のうち特に有意義なものに対し、昭和34年度から民間芸術等振興費補助金による助成を行っています。

##### ③ 映画の製作奨励

昭和47年度から、年間に公開上映された劇場向け映画のうちから優秀な作品を選び、映画製作奨励金（1年10作品、1作品1,000万円）を交付しています。また昭和51年度から、子ども向けテレビ用アニメーション映画の中から、子どもたちの美的感覚と情操をはぐくむのに役立つものを選び、その製作者に対し製作奨励金（1年5作品、1作品600万円）を交付しています。

##### ④ 第二国立劇場（仮称）の設立準備

オペラ、バレエ、ミュージカル、現代舞踊、現代演劇等の現代舞台芸術を振興するための総合的施設として、第二国立劇場（仮称）を東京都渋谷区に建設すべく、設立準備を進めています。

●文化の普及

1 芸術鑑賞の機会の提供

① こども芸術劇場

成長期にあるこども達に、その発達過程に応じ優れた芸術を鑑賞させることは、情操を高め、豊かな創造性を養うなど、こどもの人間形成の上に極めて重要なことです。

このため、昭和49年度から10歳～13歳のこどもを対象とする「こども芸術劇場」を実施し、平素芸術鑑賞の機会に恵まれない地方のこども達に優れた舞台芸術を無料で鑑賞する機会を提供しています。現在、オーケストラ、音楽劇、バレエ、児童劇及び合唱の5種目について80回程度の巡回公演を行っています。

② 青少年芸術劇場

こども芸術劇場と同様の趣旨で昭和42年度以来、一流芸術家による優れた舞台芸術を無料で青少年(14歳～19歳)に鑑賞させる「青少年芸術劇場」を実施し、平素芸術鑑賞の機会に恵まれない地方の青少年にその機会を提供しています。

現在、オペラ、バレエ、オーケストラ、能・狂言、文楽、新劇、歌舞伎、邦楽・邦舞及び大衆芸能の9種目について、80回程度の巡回公演を行っています。

③ 中学校芸術鑑賞教室

中学生の情操のかん養と芸術活動への参加の機運を醸成することを目的として昭和59年度から開始した事業で、中学校に優れた舞台芸術を派遣して、鑑賞及び表現活動の機会を提供しています。

実施種目は、オーケストラ、合唱、ミュージカル、文楽、演劇(狂言を含む)、邦楽・邦舞の6種目で、公演に際しては、①中学生の学習活動の場である中学校の体育館等で行う、②司会進行役を専門家とともに中学生の代表がつとめる、③プログラムの中に中学生だけの演技・演奏する場面、

専門家と中学生とが演技・演奏する場面を作る等、ただ鑑賞するのみでなく、中学生の表現活動を取り入れています。



中学校芸術鑑賞教室

④ 移動芸術祭

地方における芸術鑑賞の機運を醸成するとともに、芸術文化の振興に資するため、昭和46年度から文化庁が派遣する優れた舞台芸術公演と地元が行う各地方の特色ある舞台芸術公演とからなる移動芸術祭を、全国5か所で実施しています。また、派遣舞台芸術の巡回公演を春秋にわたって全国的に行っています。

⑤ 国立美術館所蔵内外美術名品展

地方の美術の振興と普及に資するため、昭和55年度から、文化庁が買い上げた優れた海外美術作品を中心に、国立美術館所蔵内外美術名品展を企画し、地方の公立美術館に巡回展示しています。

⑥ 現代美術選抜展

各美術団体が中央において実施している美術展覧会の受賞作品を一堂に集め、現代美術の動向を広く一般に紹介することによって地方美術の向上を図るとともに新進美術家の創作活動を奨励するため、昭和42年度から、毎年度全国4か所において開催しています。

2 地方文化活動の振興

① 地方の芸術文化活動に対する補助

地方における芸術文化活動の振興を図るため、都道府県が実施する下記の芸術文化事業について、その経費の一部を補助しています。

(1) 次に掲げる芸術文化事業のうち、都道府県が実施するもの。

区 分	事 業
県高等学校芸術文化祭	(1)県高等学校総合文化祭 (都道府県が共同で実施する場合の開催県を含む。) (2)全国高等学校総合文化祭派遣事業 (3)県高等学校文芸、音楽、美術、演劇、舞踊等の文化祭
文 芸 行 事	(1)文芸講演会 (3)文芸講習会 (2)文芸作品集刊行
美 術 行 事	(1)総合美術展 (3)美術講習会 (2)特別企画展
芸 能 行 事	音楽、演劇、舞踊等公演及び講習会
総合的芸術文化行事	芸術祭又はこれに相当する行事

- (2) 全国高等学校総合文化祭
- (3) 地方芸術文化団体育成事業

② 芸術文化指導者の派遣

地方におけるアマチュア文化活動の振興を図るため、都道府県の要請に基づき、美術、音楽、演劇の芸術文化活動にそれぞれ該当専門分野の指導者を派遣しています。

③ 地方文化施設の整備充実

音楽堂、劇場、美術展示場等の機能をもつ公立文化施設(文化会館等)は、地方における芸術文化の振興の拠点として重要な役割を果たしています。文化庁ではこの建設の促進を図るため、昭和42年度から地方公共団体(都道府県、人口10万人以上の市及び広域市町村圏の中心都市)に対して補助金を交付しています。



金沢市文化ホール

## 6. 文化財保護の充実

文化財は、我が国の歴史や文化の正しい理解のため欠くことのできないものであり、また、将来の文化の向上発展の基礎をなす貴重な国民的財産であることから、国民一人一人がこれを大切に保護し、後世に継承していく必要があります。

我が国の文化財保護の基本を定める文化財保護法においては、文化財を次のように定義し、国が指定等を行うこととしています。

### ●文化財の定義

**有形文化財**……(1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡等で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの

(2) 考古資料等の学術上価値の高い歴史資料

**無形文化財**……演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的遺産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの

**民俗文化財**……衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗、慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの

**記念物**……(1) 貝塚、古墳等の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの

(2) 庭園、橋梁等の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上の価値の高いもの

(3) 動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上の価値の高

いもの

伝統的建造物群……周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの

### ●重要文化財の指定等

文部大臣は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物のうち重要なものを、それぞれ重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財、史跡名勝天然記念物に指定します。さらに、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいえない国民の宝たるものを国宝に、史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡名勝天然記念物に指定します。

また、市町村は、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を伝統的建造物群保存地区と定めますが、文部大臣は、我が国にとってその価値が特に高いものを、重要伝統的建造物群保存地区として選定します。

国指定文化財等件数一覧（昭和60年2月1日現在）

〔指 定〕

#### I. 国宝・重要文化財

種別	区分		国 宝	重要文化財
	画	彫刻		
美術工芸品	絵	画	151	1,780
	彫	刻	115	2,468
	工	芸品	250	2,259
	書	跡典籍古文書	274	2,335
	考	古資料	36	394
	歴	史資料	0	25
	計		826	9,261
建	造物		(249棟) 207	(3,189棟) 1,976
合 計			1,033	11,237

(注) 重要文化財の件数は、国宝の件数を含む。

#### II. 史跡名勝天然記念物

特別史跡	56	史 跡	1,218
特別名勝	25	名 勝	245
特別天然記念物	72	天 然 記 念 物	914
計	153	計	2,377

(注) 史跡名勝天然記念物の件数は、特別史跡名勝天然記念物の件数を含む。

III. 重要有形民俗文化財 152

IV. 重要無形民俗文化財 125

#### V. 重要無形文化財

	保 持 者				保 持 団 体	
	各 個 指 定		総 合 指 定		0件	0団体
芸 能	22件	33 人	7 件	7 団体		
工芸技術	27	31(29)	0	0	11	11
計	49	64(62)	7	7	11	11

(注) 工芸技術の保持者（各個指定）に重複認定があり、( ) 内は実人員を示す。

〔選 定〕

I. 重要伝統的建造物群保存地区 21地区

#### II. 選定保存技術

	保 持 者		保 存 団 体	
有形文化財等関係	11件	12人	6件	6(4)団体
無形文化財等関係	13	17	6	6
計	24	29	12	12(10)

(注) 有形文化財等関係の保存団体に重複認定があり、( ) 内は実団体数を示す。

### ●文化財保護の施策

#### 1 美術工芸品の保護

##### 調査、指定の現状

全国に散在する、絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古・歴史資料等の有形文化財（美術工芸品）の各分野のうちから重要なものを選んで、国宝・重要文化財の指定を行っていますが、この指定のための調査として通常の調査のほ

か、文化財集中地区・重要社寺の歴史資料、重要考古資料等の特別調査を行っています。

#### 指定文化財の保存修理、管理（防災）等の現状（買上げを含む）

国指定文化財の保存管理は、所有者又は文化庁長官の指定した管理団体が行っています。また、文化財（美術工芸品）の管理については、適切な指導を行い、文化財の修理及び文化財の災害（主として火災、盗難）防止のための保存施設、防災施設の設置等に対しては、国庫補助を行い、保存管理の万全を期するように努力しています。

また、国宝・重要文化財等のうち、国に対し売渡しの申出があった場合、あるいは、海外流出その他の理由により国が保存する必要のある文化財は、これを買取り、保存と活用の万全を図っています。



美術工芸品(彫刻)の保存修理

#### 指定文化財の公開活用（海外展を含む）の現状

国民共通の遺産として価値の高い国宝・重要文化財の公開については、公開することが保存に対



して重大な影響を与えないものについて、東京国立博物館ほか10施設において公開し、また、国以外の第三者が行う公開を指導しています。このほかに、文化庁主催により、国宝・重要文化財を中心に日本の古美術を広く海外に紹介し、国際文化交流、国際親善の推進に寄与しています。

#### 学芸員、修理技術者等の養成・研修等

文化財（美術工芸品）の修理には、熟練した技術とともに修理の様々な場面において的確な判断を下せる広い視野が必要であることから、文化財（美術工芸品）の修理に携わり、十分な実地修練を積んだ技術者を対象に、その技術が有効に発揮できるように、修理に直接関係のある基礎的知識の研修を行っています。

また、公私立の博物館、美術館、資料館において文化財（美術工芸品）を取り扱う学芸担当者に対し、文化財の公開、保存、管理に関して必要な専門的知識と技能の研修を行い、それら担当者の資質の向上を図っています。

そのほかに銃砲刀剣類所持等取締法の規定による事務のうち文化庁の所掌に属する登録事務の処理も行っています。

## 2 建造物の保護

重要文化財（建造物）の指定については、昭和40年代の高度経済成長期には緊急を要する重要課題として民家と明治洋風建築を中心に進めてきましたが、現在は桃山・江戸時代に建てられた社寺建築に重点をおいています。このため、全国にどのような近世社寺建築がどの位あるかを明らかにするよう昭和52年度から国庫補助事業として「近世社寺建築緊急調査」（事業主体都道府県）を進め、昭和58年度までに既に27府県が終了しました。また、この緊急調査の終了した地域を対象に、特定のテーマを設けて「近世社寺建築重要遺構調査」を行っています。これら

の調査の成果として、現在までに37件、74棟の近世社寺建築等が重要文化財に指定されました。

一方、明治末期から大正・昭和初期の時代に建てられた近代建築についても緊急な保存対策が要望されていますので、各方面の研究者の協力を求め、保存の手段、今後の問題点等について調査を進めています。

#### 重要文化財（建造物）種類別・時代別指定棟数一覧

（昭和59年12月28日現在）

種別	時代区分 現在数	時代別							
		飛鳥奈良	平安	鎌倉	室町	桃山	江戸	明治	大正
神社建築	980		5	53	297	149	474	2	
寺院建築	931	30	32	160	343	113	252	1	
城郭建築	232				1	117	113	1	
住宅建築	136				7	37	90	2	
洋風建築	116						8	101	7
民家建築	547				2	2	506	37	
石造塔碑、橋梁地	247	1	13	122	53	11	46	1	
合計	3,189	31	50	335	703	429	1,489	145	7

#### 建造物の修理の現状

日本の歴史的建造物は、ほとんどが木造建築ですから、これを永く後世に伝えるために保存修理はかかせません。指定建造物の修理を行う場合、国は国庫補助事業として財政的な援助を行っています。

修理の内容は、建物の破損度によって、建物を解体・半解体して行う根本修理、屋根葺替修理、塗装修理、部分修理などに区分され、構造や材料などにより一定の周期で反復実施する必要があります。

修理に当たっては、形式の保存はもちろん、古い材料の補修再用や、伝統技術の踏襲につとめるほか、復元的な修理も行って文化財の価値をより一層高めるように努力していますが、そのために専門の技術者や技能者が担当して修理に万全を図っています。

#### 指定建造物の管理

指定文化財の管理は、所有者又は文化庁長官

の指定した管理団体が行うことになっています。この管理が適切に行われているかどうかを査察し、指導助言を行うため、文化財のパトロール（文化財保護指導委員）制度が設けられています。

一方、建造物の維持管理のためには、日常的な清掃などはもちろんのこと、ときには雨漏りや剥落した壁の補修などの小修理、防災施設が正常に作動するよう定期的な保守点検を実施することが必要です。これらに要する経費を援助するため、個人や法人の所有者に対する管理費補助制度を設けて維持管理が円滑に行われるよう配慮しています。

指定建造物を火災や周辺の環境悪化から守るための防災施設等の設置や、保護柵、排水施設、土留、火除地買上などに多額の経費を要する場合は、国庫補助を行って保存管理の万全を期するよう努力しています。

そのほか、建造物の保存管理に資するため国庫補助を行っているものとして、所有者の居住する民家が、保存修理にともなう復原などにより日常生活に著しい支障をきたすようになった場合の保存管理施設の建設があります。

#### 重要文化財建造物等の買上げ

所有者による指定建造物の維持管理が著しく困難となるなど、特別な事情があって、地方公共団体がその建造物や、これと一体になった敷地を買い取ろうとする場合、国は国庫補助を行い、その保存活用を図っています。

## 3 伝統的建造物群保存地区の保護

宿場町、城下町や農漁村の中には、伝統的な建造物群が周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成しているところが少なくありません。この集落町並みのもつ文化財としての価値が高く評価され、昭和50年の文化財保護法改正により、伝統的建造物群保存地区制度が設けられました。

国は、市町村が定める「伝統的建造物群保存地区」の中から、特に価値が高いものを「重要伝統的建造物群保存地区」として選定し、昭和59年末現在で18市町村21地区が「重要伝統的建造物群保存地区」となっています。この保存のため、国は保存修理や防災施設等について市町村が行う事業に対して補助を行っており、また、毎年新しい地区の保存対策のための調査事業の補助も行っています。



長野県南木曾町妻籠宿、重要伝統的建造物群保存地区

#### 全国の重要伝統的建造物群保存地区の選定状況

（昭和59年12月10日現在）



#### 4 史跡の保護

古墳、貝塚、城跡などの遺跡の中で歴史上・学術上重要なものを史跡に指定するとともに、その保護のために指定地域内における現状変更行為等を規制しています。

文化庁では、各々の史跡の現状や性格に応じて、標識・説明板等や防災施設を設置し、また、荒廃している史跡の復旧・整備、指定地域内の民有地の買上げ等を行っています。

民有地の買上げとしては、現在、(1)地方公共団体が主体となって国がその経費の補助を行うものと、(2)特別史跡平城宮跡や飛鳥・藤原地域のような特別な地域において、国が直接買上げを進めているものがあります。

史跡等が集中して所在する地域については、その地域の広域的保存整備と資料館建設、地域的特色を示す民家の移築等を行い、文化財を地域ぐるみ保護し、その普及活用を図るため、「風土記の丘」の建設が都道府県の事業として行われています。現在、埼玉県、千葉県など10か所が完成しています。



高松塚古墳壁画

#### 5 名勝及び天然記念物の保護

すぐれた景勝地や庭園、動物・植物・地質鉱物のうち重要なものをそれぞれ名勝及び天然記念物に指定し、保護のために、現状変更等について規制し、さらに各物件の性格、現状等に応じて復旧修理や保存施設・防災施設の設置、動植物の保護増殖などを行っています。

保護増殖は、動植物である天然記念物のうち衰亡に瀕しているものについて、人工増殖や給餌を行うもので、特別天然記念物コウノトリに対する給餌などが代表的です。

#### 6 埋蔵文化財の保護

古墳、貝塚、住居跡、窯跡等の文化財を包蔵する土地は、全国に約30万か所あると考えられています。

このような埋蔵文化財包蔵地については、その土地における調査や土木工事を行うに当たり、事前に届出又は通知を要することとされています。

埋蔵文化財は、近年の各種開発の進展によって最も影響を受けやすいものであり、開発との調整に多くの努力を払わなければなりません。

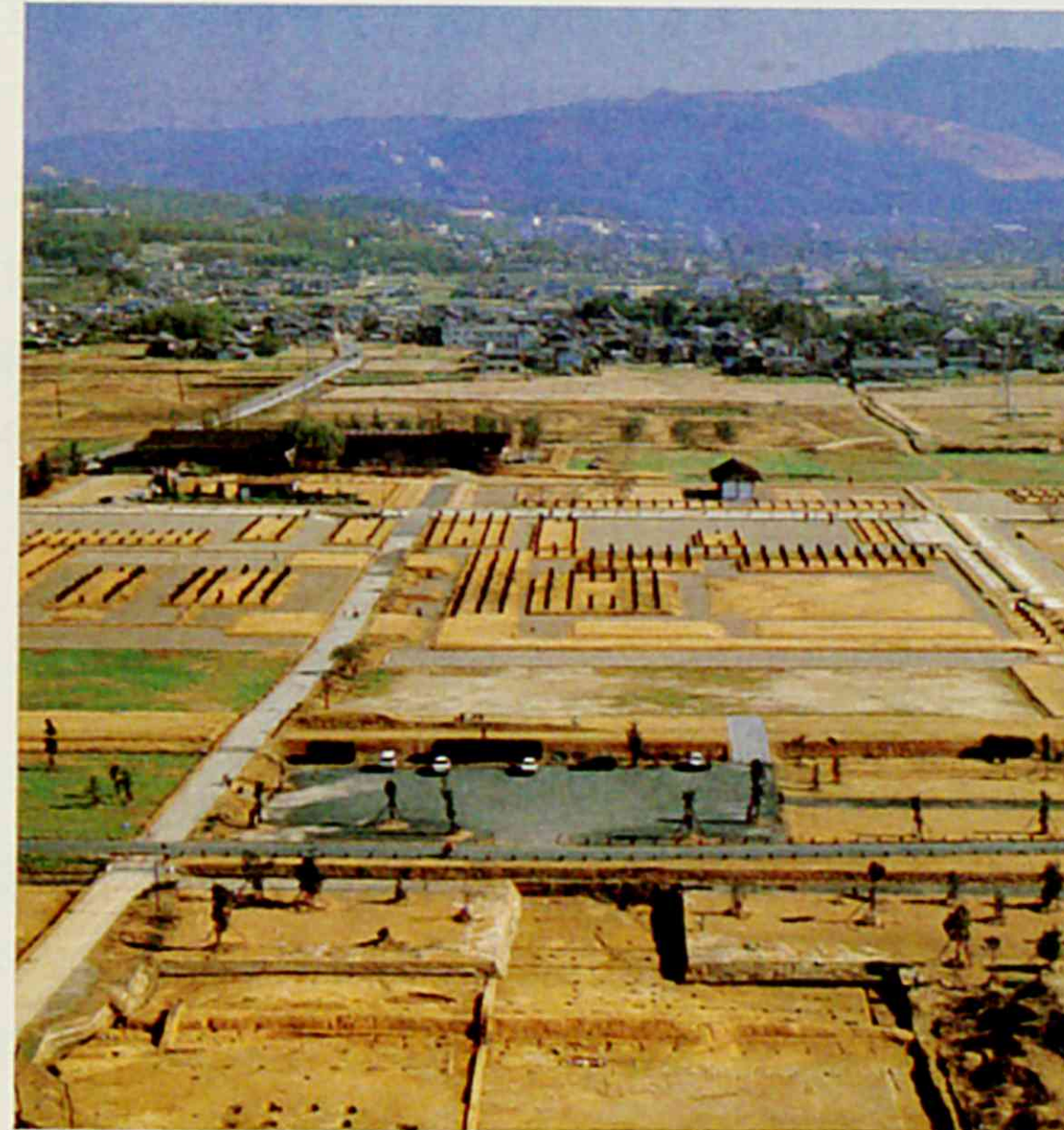
文化庁では、重要な遺跡の史跡指定や全国遺跡分布地図の作成・配布等を行っています。

また、公立埋蔵文化財調査センターの設置に対する補助、地方公共団体の専門職員充実のための奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センターにおける研修を行い、発掘調査体制の充実を図っています。

#### 7 主要遺跡の保護

特別史跡平城宮跡については、昭和28年度から奈良国立文化財研究所による発掘調査が行われ、昭和38年度からは国による宮跡内の民有地の買上げが行われています。

宮跡の遺構に即した整備、出土品等の展示のための資料館の設置、遺構そのものの展覧等を行い、宮跡の整備に努めています。



平城宮跡

飛鳥・藤原地域は、我が国の歴史上特に貴重な遺跡が多数所在する地域として、その保存については、昭和45年12月の「飛鳥地方における歴史的風土および文化財の保存等に関する施策について」の閣議決定に従い、関係省庁が協力して対処することとされています。

文化庁は、史跡川原寺跡の土地買上げ整備、特別史跡高松塚古墳の土地買上げや石室保存施設の設置、壁画の修理等を行うほか、特別史跡藤原宮跡については、土地買上げ、発掘調査及び整備を継続して行うこととしています。また、この地域内には奈良国立文化財研究所の飛鳥資料館が置かれています。

このほか、特別史跡大宰府跡（福岡県大宰府市）、特別史跡多賀城跡（宮城県多賀城市）、特別史跡一乗

谷朝倉氏遺跡（福井県福井市）などの大規模な遺跡については、それぞれ所在の地方公共団体が土地の買上げ、発掘調査、整備等の事業を行っており、国はその補助を行っています。

#### 8 無形文化財の保護

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもののうち重要なものを「重要無形文化財」に指定するとともに、その指定をするに当たっては、当該重要無形文化財の保持者又は保持団体を認定しています。

文化庁では、重要無形文化財を保存することの重要性にかんがみ、文書・写真等による記録を作成刊行し、貴重な資料を収集し、工芸技術を記録した映画を製作しています。また、保持者には、伝承者の養成及び本人の技の錬磨向上のための特別助成金を交付し、保持団体又は地方公共団体が実施する伝承者養成等の事業に対してはその経費の一部を補助しています。

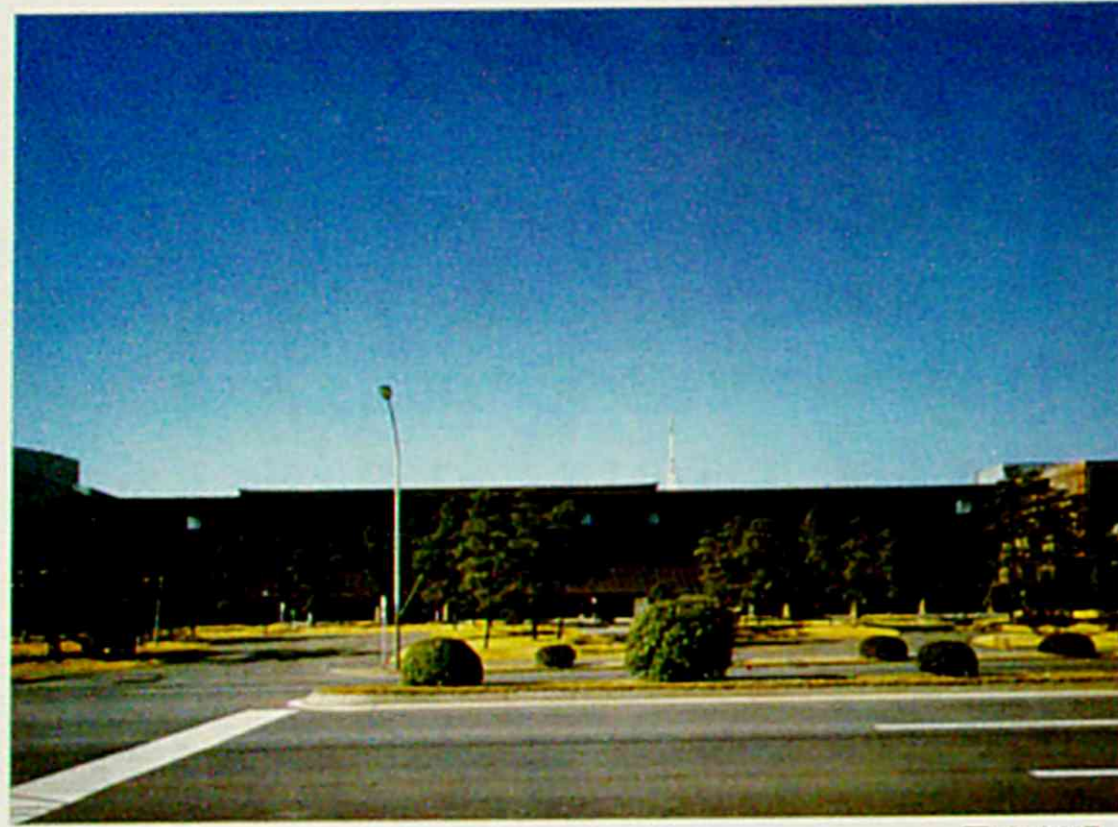
このほか、重要無形文化財以外の無形文化財のうち特に必要のあるものを記録作成等の措置を講ずべき無形文化財として選択しています。

#### 国立劇場

昭和41年11月には伝統芸能の保存と振興を図ることを目的として国立劇場が開場しました。国立劇場は、大劇場及び小劇場において雅楽、歌舞伎、文楽、邦楽、邦舞、民俗芸能等の公開を行うとともに、伝統芸能に関する調査研究や資料の収集・活用、歌舞伎と文楽についての伝承者養成を行ってきました。

その後、昭和54年3月には落語、講談、浪曲等の大衆芸能のための施設として同劇場に演芸場を開場し、大衆芸能の公開、資料の収集展示、寄席囃子の伝承者養成を実施しています。さらに昭和58年9月には東京に能楽堂を、昭和59年3月には大阪に文楽劇場をそれぞれ国立劇場の施設として開場させ、能楽及

び文楽を中心とする伝統芸能の公演事業のほか、調査研究、各種資料の公開、後継者の養成等の事業を実施しています。



国立劇場

#### 9 民俗文化財の保護

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の民俗文化財については、有形のものと無形のものに分けられ、それぞれ特に重要なものを重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財として指定しています。

文化庁では、重要有形民俗文化財の保護のために行う修理や防災、収蔵庫の建設及び重要無形民俗文化財の保存関係団体等が行う事業に対し、それに要する経費の一部を補助しています。

このほか、重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要のあるものを記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として選択しています。

また、都道府県が実施する民謡、方言等各種の民俗文化財の緊急調査や記録の作成等に対し、また、地域の特色を示す民俗文化財や歴史資料等の保存・活用を図る歴史民俗資料館の建設に対し、補助しています。さらに、文化庁では昭和44年度から「日本民俗地図」を作成、刊行しています。

#### 10 文化財の保存技術の保護

国宝、重要文化財等の有形文化財等の修理、復旧等に欠くことのできない伝統的な技術者・技能者は老齢化が著しく、かつ、後継者難のため近年減少の一途をたどり、今後の文化財保存に大きな支障をきたすおそれがあります。このため、昭和50年の文化財保護法の改正により、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要のあるものを選定保存技術として選定し、その保持者又は保存団体を認定するとともに、必要な保存の措置をとる制度が創設されました。この保存の措置として、緊急を要する分野の団体に対する伝承者養成のための援助のほか、選定保存技術の保存のため必要のある分野の後継者養成事業に対し援助しています。

#### 11 文化財保護思想の普及高揚

##### 文化財保護強調週間、文化財防火デー

昭和24年に世界最古の木造建築である法隆寺金堂の壁画が焼損するという事件が起きました。この事件は国民に対し強い衝撃を与え、終戦後の文化財の散逸、荒廃の危機に対する憂慮の念を呼び起こし、これが契機となって翌昭和25年には文化財保護法が制定されましたが、昭和29年にはこの法隆寺金堂の修理事業も竣工しました。この法隆寺金堂の落慶を記念して「文化財保護強調週間」を設定し、毎年11月1日から7日までのこの週間を中心に中央、地方を通じて各種の記念行事を実施し、これを通じて一般国民の文化財に対する理解と認識を深めることに努めています。

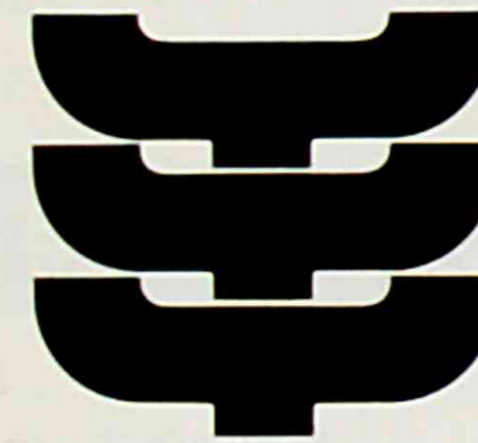
また、翌昭和30年からこの法隆寺金堂が罹災した1月26日を「文化財防火デー」と定め、消防庁（当時、国家消防本部）と協力して全国的に文化財の防火演習等の運動を展開することとし、現在に至っています。

#### 文化財愛護活動

各地域において文化財講座を開催するなど文化財の普及や愛護思想の高揚に努めています。また、各都道府県において、各種の文化財愛護団体等が行う文化財に関する学習、保護等の奉仕活動などの文化財愛護の実践的活動を推進しており、その成果を中心に、文化財愛護全国研究集会を開催したり、文化財関係映画や各種資料の作成を行っています。

#### 文化財愛護シンボルマーク

文化財愛護シンボルマークは、文化財愛護運動を全国的に推進するためと旗じるしとして、昭和41年5月に定められたものです。



このシンボルマークは、ひろげた両方の手のひらのパターンによって、日本建築の重要な要素である斗拱（組みもの）のイメージを表し、これを三つ重ねることにより、文化財という民族の遺産を過去、現在、未来にわたり永遠に伝承していくという愛護精神を象徴したものです。

## 7. 国語の改善・普及

### ●国語審議会

国語施策の基本となるのは、国語審議会の調査審議です。国語の調査審議の歴史は古く、明治33年の国語調査委員会の設置に始まりますが、現在のような法令に基づく審議会は、昭和24年6月に発足しました。

国語審議会は、文部大臣又は文化庁長官の諮問に応じて、(1)国語の改善に関する事項、(2)国語の教育の振興に関する事項、(3)ローマ字に関する事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を文部大臣、関係各大臣又は文化庁長官に建議することになっており、委員は45名以内で組織し、任期は2年となっています。

国語審議会は、昭和41年6月、文部大臣から「国語施策の改善の具体策について」の諮問を受け、これに基づいて「当用漢字表」「送りがなのつけ方」「現代かなづかい」等、戦後に実施された一連の国語施策の改善を図るための審議を進めてきました。

まず、昭和41年6月以降、当用漢字の音訓と「送りがなのつけ方」の問題を取り上げ、3期6年にわたる審議の結果、昭和47年6月に「当用漢字改定音訓表」「改定送り仮名の付け方」として答申しました。これらは昭和48年6月に内閣告示・内閣訓令によって実施に移されました。次いで昭和47年11月以降、当用漢字の字種・字体の問題を取り上げ、4期8年にわたる審議の結果、昭和56年3月「常用漢字表」として答申しました。これは同年10月に内閣告示・内閣訓令によって実施に移されました。

昭和57年3月以降は「現代かなづかい」の問題を取り上げて審議を行っており、昭和59年2月の第15期国語審議会最終総会では仮名遣い委員会から審議経過についての報告が行われ、同年4月に発足した

第16期国語審議会で引き続き「現代かなづかい」をめぐる問題点の検討を進め、60年2月に中間試案を取りまとめて公表しましたが、各方面の意見を聴いた上で第16期の任期中に答申を行う予定です。

### ●国語施策の普及に関する事業

国語を平明、的確で美しく豊かなものとしていくためには、広く国民の間に国語に対する意識を高め、国語を大切にできる精神を養うことが重要です。このため、文化庁では、昭和48年以来、「ことばシリーズ」を作成し（これまでに解説編11冊、問答編10冊を作成）全国の学校、社会教育機関等に配布し、昭和55年からは、ビデオテープ「美しく豊かな言葉をめざしてシリーズ」を作成し（これまでに「敬語」、「言葉のしつけ」など12巻を作成）全国の視聴覚ライブラリー等に各々配布してきましたが、今後ともその内容の充実を図ることとしています。



ことばシリーズ・ビデオテープ

また、国語施策の普及と国語教育の振興に資するため、毎年、全国2地区で国語問題研究協議会を開催し、学校・一般社会の国語関係者等の参加のもとに国語の改善の方策等について研究協議を行っています。

### ●国語及び国語施策に関する調査研究等

国語の改善を進めていくためには、その基礎として、国語及び国民の言語生活の実態と動向等につい

て十分調査研究を行い、これを参考とする必要があります。

国立国語研究所においては、話し言葉、書き言葉の両面にわたって、国語及び国民の言語生活に関し、(1)電子計算機等の機器を導入・駆使して各種の大規模かつ精密な調査研究を進めており、併せて、(2)国語審議会の行う国語施策の検討のための基礎資料の提供を行っています。

なお、文化庁においても、国語施策に関する海外調査、国語施策沿革資料の編集刊行のほか、都道府県が行う各地方言収集緊急調査に要する経費の一部を補助する等、各種の調査を実施しています。

## 8. 著作権制度の整備と運用

著作権制度は、著作者や著作隣接権者の権利を保護し、文化創造の意欲を高め、活力を与えるとともに、著作物等の文化的所産の公正な利用を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とするものです。

文化庁では、著作権制度の整備及びその円滑かつ適正な運用を図るとともに、著作権思想の普及徹底に努めています。

### ●著作権制度の整備

#### 1 国内的整備

昭和46年1月1日から、新しい著作権法、同法施行令及び同法施行規則が施行され、新しい時代に即応し、かつ、国際的水準を満たす著作権制度の整備が図られました。その後昭和53年には、レコード保護条約の締結に伴い著作権法の一部が改正され、昭和59年には貸レコード問題等に対処するために著作権

法の一部が改正されました。

新著作権法施行後14年を経た今日、新著作権制度もようやく社会の各方面に定着し、著作権問題に対する社会的な関心も極めて高いものとなりつつあります。しかしながら、新著作権法の下においても、著作物利用手段の急速な開発普及によって生起する今日的課題に対処する必要があり、このため、昭和48年には、ビデオ及びコンピュータに関連する著作権問題について、昭和51年にはゼロックス等による複写複製に関する著作権問題について、昭和56年には、録音・録画機器の開発・普及に伴う著作権問題について、昭和59年にはコンピュータ・ソフトウェアに関する著作権問題について著作権審議会が報告書を出しており、さらに昭和59年3月からニューメディアやデータベースに関する著作権問題について検討する第7小委員会が同審議会に設けられ審議が行われています。

#### 2 国際的整備

諸外国との文化交流の発展、緊密化に伴い、著作権の国際的保護の必要性が生じてきます。我が国は、著作権関係条約の中心をなすベルヌ条約に明治32年以来加入していますが、最新のベルヌ条約パリ改正条約も昭和50年に締結しています。また、米国を中心とする著作権保護に方式の履行を要求する国々との保護関係は、万国著作権条約によっており、我が国は、同条約を昭和31年に締結し、同条約パリ改正条約については、昭和52年に締結しています。さらに、レコード保護条約を昭和53年に締結しています。

この他、WIPO総会、著作権政府間委員会をはじめとする諸種の国際著作権会議にも毎年代表を派遣して、国際的規模での著作権保護の推進に寄与しています。なお、隣接権条約への加入問題を検討するため、著作権審議会の第1小委員会で昭和59年5月から審議が行われています。

### ●著作権思想の普及

#### 1 著作権講習会等の開催

著作権に関する一般の理解を深めるための地区別著作権講習会（全国7ヵ所）、図書館等職員を対象とする図書館等職員著作権実務講習会（全国2ヵ所）及び各都道府県教育委員会の著作権事務担当者を対象とする都道府県著作権事務担当者講習会（全国1ヵ所）を毎年開催し、著作権思想の普及に努めているほか、録音・録画機器、コンピュータなどの新しい情報伝達手段の発達に伴う諸種の著作権問題に適切に対処するため、国民各層の参加を得て著作権問題研究協議会（全国2ヵ所）を開催しています。

#### 2 著作権関係資料の作成等

著作権制度を分かり易く解説した「著作権法ハンドブック」の作成、著作権関係講習会や一般の希望者に配布するためのテキスト、法令集、条約集等の発行、欧文パンフレットの作成等を行っています。

### ●著作権制度の運用

著作物の公正にして円滑な利用を確保するため、「著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律」に基づき、著作権に関する仲介業務団体に対する許認可その他の必要な業務を行っています。

また、著作権者が不明である著作物の利用の裁定申請に対し、その利用の裁定及び補償金額の決定を行っているほか、著作権に関する紛争について簡易・迅速な解決を図るため、あっせんの申請があった場合にはそのあっせんを行っています。

さらに、著作権法の規定に基づく実名の登録、第一発行年月日の登録、著作権の移転に関する登録等の登録業務を行っています。なお、これらの登録は、著作権保護の要件として行われるものではありません。

## 9. 宗教行政事務の推進

宗教法人法は、宗教団体が礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他宗教団体の目的を達成するための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的としたものです。そのために信教の自由を保障し政教分離を規定する憲法の精神に従い、宗教法人の自主性、自律性を尊重するとともに、宗教法人の責任と公共性を重視することを立法の基本としています。

宗教行政事務は、この宗教法人法の趣旨に従い、推進しているものであり、その概要は次のとおりです。

### ● 認証事務

宗教法人の設立、規則の変更、合併及び解散の認証事務を処理します。

### ● 都道府県に対する指導、助言

各都道府県宗教法人事務主管課長会議及び宗教法人事務担当職員研修会を主催し、宗教行政事務上の諸問題や具体的案件について、円滑、適切な処理がなされるよう協議・研究するほか、必要に応じ指導・助言を行っています。

### ● 宗教法人の管理・運営に関する研究協議会等の開催

宗教法人の管理・運営の適正化に資するため宗教法人を対象に研究協議会等を次のとおり開催しています。

#### 1 包括宗教法人等管理者研究協議会

包括宗教法人及び主要単立宗教法人を対象とし毎年2回開催するもので、包括宗教法人及び主要単立宗教法人の管理者、学識経験者、宗務行政関係者が、それぞれの立場において有している宗教法人の運営

に関する諸問題について、自主的な研究協議を行い、その成果を宗教法人の運営、宗務行政の参考に資することを目的としています。

#### 2 宗教法人実務研修会

単位宗教法人（神社、寺院、教会等）を対象としたもので、全国を5地区に分け、宗教法人の管理・運営の実務について、各専門分野（法人の管理、税、登記等）の講師を招いて研修会を開催し、法人意識の徹底、事務能力の向上を図り、もって宗教法人の管理・運営の適正化に資することを目的とします。

### ● 宗教資料の収集及び提供等

宗教に関する知識や資料を国民一般に提供するとともに、宗教法人の所轄庁である各都道府県の事務に資するため、毎年宗教年鑑及び宗務時報を刊行しています。

このほか、宗教法人の運営状況について、当該宗教法人の協力を得て調査を行い、その実情の把握に努めています。

### ● 宗教法人審議会

宗教法人審議会は、宗教法人法の公正な運営ができるようにとの配慮から、文部大臣の諮問機関として設けられたもので、宗教家及び学識経験者の計15名で構成され、必要に応じて開催しています。

文部大臣は、(1)規則の認証、規則変更の認証、合併の認証及び解散の認証に関する決定、(2)公益事業以外の事業の停止命令、(3)規則の認証、合併の認証の取消し、に係る審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を行う場合は、却下する場合を除き、必ず事前に宗教法人審議会に諮問しなければならぬことになっています。

## 10. 研修会・研究協議会の開催

文化の振興・普及の実が上がるかどうかは、ひとえに全国各地で文化活動の推進に当たっている人々の能力・資質にかかっているとと言っても過言ではありません。このため文化庁では、都道府県及び市町村の文化行政担当者、文化関係団体の職員等を対象として各種の研修会・研究協議会等を開催しています。



文化振興会議

名 称	趣 旨	対 象 者
文化振興会議	地方の文化行政に関する基本的な諸問題についての研究協議等を行い、文化行政の担当者及び関係者の文化及び文化行政に関する理解を深め、広い視野に立っての適切な文化行政の推進を期し、我が国文化の振興に資する。	都道府県の文化行政担当職員、文化振興会議の委員、全県的な芸術文化・文化財保護団体関係者等（各県4名）、全国3地区で実施
公立美術館等学芸担当職員研修	公立の美術館、博物館等の学芸担当職員を長期にわたり（原則として1年、6か月又は3か月）国立の美術館及び博物館において研修させ、学芸担当職員としての専門的な知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図る。	公立の美術館、博物館等の学芸担当職員若干名

名 称	趣 旨	対 象 者
近現代美術専門研修	公私立の美術館、博物館において、近現代美術や西洋美術に関する展覧会の企画、展示品の取扱いや保存管理等を担当する学芸員等の専門的知識・技能の向上を図る。	近現代美術（西洋美術を含む）の公開、保存、管理等専門的職務に従事する学芸担当者 (約25名)
公立文化会館運営研究協議会	地方における芸術文化活動の拠点となる公立文化会館の運営の改善に資するため、公立文化会館の管理・運営・利用に関係する者が相互に知識や経験の交流を図り、研究協議を行う。	①公立文化会館の職員 ②地方公共団体の文化行政担当職員 ③芸術文化団体関係者 (約100名)
美術館等運営研究協議会	美術館等の運営の充実に資するため、公私立の美術館等の管理・運営・利用に関係する者が相互に知識や経験の交流を図り、研究協議を行う。	①公私立の美術館等の職員 ②地方公共団体の文化行政担当職員 ③芸術文化団体関係者 (約100名)
芸術文化行政基礎講座	各都道府県及び市町村の芸術文化行政担当者等を対象として、芸術文化行政の組織・予算、芸術文化活動の現況等基礎的な事項に関する研修の機会を設け、事務の円滑な推進に資する。	各都道府県、市町村の経験年数3年未満の芸術文化行政担当者等（県教委の推薦するもの各県2名程度）
公立文化施設技術職員研修会	公立文化施設の技術職員を対象として舞台照明、音響業務に必要な知識、技術に関する研修を行う。	公立の文化施設の技術職員（県教委の推薦するもの各県1名程度）

名 称	趣 旨	対 象 者
国語問題研究協議会	我が国の国語をめぐる諸問題を取り上げ、改善の方策等について研究協議し、国語に対する関心を高めるとともに、国語施策の充実に資する。	①指導主事及び学校の教職員で国語の指導に関係のある者 ②社会教育関係者、報道・出版関係者 ③国及び地方公共団体の職員で、公文書の作成に関する指導等に携わる者 (東・西日本地区 各約250名)
日本語教育研究協議会	外国人等に対する日本語教育の当面の課題である教育内容・教育方法の一層の整備・充実に資するため、日本語教育機関等の調査・研究の成果報告をめぐって、日本語教育関係者による研究協議を行い、もって日本語教育の充実・発展に資する。	①大学における日本語教育担当者 ②一般の日本語教育機関における日本語教員 ③帰国子女研究協力校等における日本語教育担当者 (東・西日本地区 各約120名)
中国引揚者日本語指導者研修会	中国からの帰国者の日本語教育に従事している者に対し、文化庁作成の「中国からの帰国者のための生活日本語」等を用いた教授法の研修を行い、もって、中国からの帰国者の日本語教育の充実・向上に資する。	中国帰国者に対して日本語指導を行う者で次に掲げるもの ①都道府県等が実施する講習会の日本語指導者 ②中学校夜間学級等の教員 ③日本語指導を行っている機関の教員 (東・西日本地区 各 50名)

名 称	趣 旨	対 象 者
著作権講習会	著作権に関する一般の理解を深め、著作権思想の普及徹底を図る。	著作者、著作物利用者等の一般国民（約1,000名）
図書館等職員著作権実務講習会	著作権法施行令第1条に基づく司書に相当する職員の資格附与。	図書館等職員（約500名）
都道府県著作権事務担当者講習会	各都道府県の著作権事務担当者に著作権行政に必要な知識を深めさせる。	各都道府県文化行政担当者（約50名）
著作権問題研究協議会	貸レコード、ビデオ・ソフト等最近の著作権問題について、関係者の参加を得て対応策を研究する。	レコード製作者、レコードレンタル業者、映画関係者、マスコミ関係者、教育関係者等（約300名）
都道府県宗教法人事務担当職員研修会	都道府県において宗教法人事務を担当している職員に対し、宗教法人法に基づく認証事務処理上必要な知識についての研修を行い、宗務行政の円滑な推進に資する。	都道府県宗教法人事務担当職員
包括宗教法人等管理者研究協議会	包括宗教法人等の管理者、学識経験者、宗務行政関係者がそれぞれの立場において有している宗教法人の運営に関する諸問題について、自主的に研究協議を行い、もって宗教法人の運営に資するとともに宗務行政の参考とする。	①包括宗教法人及び主要単立宗教法人の管理責任者 ②学識経験者 ③都道府県宗務行政関係者
宗教法人実務研修会	宗教法人の実務担当者に対し、宗教法人運営上の実務について研修を行い、法人意識の徹底、事務能力の向上を図り、もって宗教法人の管理運営の適正化に資する。	①宗教法人の法人事務担当者 ②都道府県の宗教法人事務関係者

名 称	趣 旨	対 象 者
文化財愛護全国研究会	各地域で文化財保護の推進に当たっている関係者の参集を求めて文化財愛護に関する諸問題について研究協議を行い、文化財保護の充実に資する。	①各都道府県・市町村の文化財保護審議会委員及び都道府県の文化財保護指導委員 ②文化財愛護活動関係者 ③小・中学校等の教諭や社会教育の指導者で文化財の学習や伝承を取り入れている指導者 ④文化財保護行政関係者
文化財行政基礎講座	都道府県及び市町村において文化財保護行政に携わる者を対象に職務遂行に必要な基礎的事項に関する研修を行い、文化財保護行政の向上に資する。	①各都道府県及び各市町村の文化財保護行政担当者 ②各都道府県及び各市町村の文化財保護審議会委員、各都道府県の文化財保護指導委員
歴史民俗資料館等専門職員研修	歴史民俗資料館等において歴史資料、考古資料、民俗資料等の保存活用にあたる専門職員に対し、これら資料の調査、収集、保存及び公開等に関する必要な専門知識と技能の研修を行い、歴史民俗資料館等の活動の充実に資する。	歴史民俗資料館や博物館等において歴史資料、考古資料、民俗資料等の保存活用に当たる専門職員で、各都道府県教育委員会が推薦する者又は文化庁が適当と認めた者。
埋蔵文化財発掘技術者等研修	地方公共団体の埋蔵文化財担当職員又はこれに準じる者を対象とし、埋蔵文化財の発掘調査等に必要な知識と技術の研修を行うもので、一般研修、専門研修、特別研修に分かれている。開催場所は奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター。	地方公共団体の埋蔵文化財担当職員又はこれに準じる者。

名 称	趣 旨	対 象 者
指定文化財(美術工芸品)展示取扱講習会	文化財(美術工芸品)の公開、保存、管理に対し必要な専門的知識と技能の研修を行い、もってその資質の向上を図る。	公私立の博物館、美術館、資料館において有形文化財(美術工芸品)を取り扱う学芸担当者。
指定文化財(美術工芸品)修理技術者講習会	指定文化財(美術工芸品)の修理の様々な場面において的確な判断を下せる広い視野を養い、熟練した技術をもつ技術者がその技術が有効に発揮できるよう修理に直接関係のある基礎的知識の研修を行う。	指定文化財(美術工芸品)の修理に携わる中堅技術者。
文化財建造物修理主任技術者講習会	文化財建造物の保存修理工事に携わる技術者に対し、主任技術者として必要な知識及び技術等を修得させる。 講習会は上級コース及び普通コースの二段階に分けて実施する。	文化財建造物の保存修理に携わる技術者のうち現に修理設計、施工監理等を行っている者。 (普通 約12名) 主任技術者で、この講習会の普通コースを終了しており、文化庁が適当と認める者。(上級 約16名)
全国重要文化財建造物保存修理主任技術者等連絡協議会	文化財建造物保存修理事業の適正な遂行を確保するため、これに従事する主任技術者等に対し、修理技術の向上と設計監理業務の円滑な実施に必要な事項の連絡協議を行う。	主任技術者及び文化財建造物保存修理事業の設計監理等の委託を受けた府県教委又は法人に属する職員で主任技術者を指揮監督する職にある者。その他特に必要と認められた者。 (約130名)

## 11. 文化の国際交流

### ● 展覧会等

#### 1 文化財の海外展

国宝・重要文化財をはじめ、我が国の古美術を海外に紹介するため、文化庁は原則として毎年1回海外展を実施するとともに、国際交流基金や新聞社等が主催するものについても必要に応じて協力しています。

#### 2 海外からの美術展の受入れ

国立の美術館及び博物館では、外国の美術作品の展覧会を館主催又は外国政府、新聞社等との共催で年間延べ10数回開催しています。

#### 3 交換映画祭

東京国立近代美術館フィルムセンターでは年間10前後の主題を選んで映画の企画上映を行っています。そのうちの約半数については外国政府等の協力も得て外国映画を紹介しています。

### ● 人物交流

#### 1 芸術家在外研修

芸術各分野の芸術家を海外に派遣し、実地に研修させるものです。(9ページ参照)

#### 2 日米芸術家交換計画

文化庁と米国の日米友好基金及び国立芸術財団の共同事業として昭和53年度から実施されているもので、美術、音楽、演劇、舞踊等の分野で両国それぞれ5人の芸術家が相手国に長期(6~12か月)に滞在し、研修します。

#### 3 芸術文化指導者の海外派遣

諸外国の芸術文化の各分野について実状を視察し、

研究調査等を行うため、指導者を海外に派遣しています。

#### 4 外国民族芸能団の招へい

芸術祭特別公演として「日本民謡まつり」を昭和52年度から行っていますが、毎回主としてアジア又は中近東諸国から民族芸能グループを招き、公演に参加してもらっています。



日本民謡まつり 撮影 芳賀日出夫

### ● 文化財保存修復

#### 1 文化財保存修復研究国際センター (ICCROM) への協力

文化財保存修復研究国際センターは、文化財の保存・修復に関する資料の収集・配布、研究の促進、研究職員・技術者の養成に対する援助等を目的とし、ユネスコ総会の決議に基づき、昭和34年に設置された機関ですが、日本は昭和42年に加盟し、昭和50年以来理事国としてその活動に協力しています。

#### 2 文化財保存修復研究国際センター (ICCROM) の研修コースへの参加

イタリアのローマにあるこのセンターにおいて開催される長期研修コース(4~6か月)に毎年1人派遣しています。

#### 3 文化財の保存及び修復に関する国際研究集会

世界各国の専門家が一堂に会し、文化財の保存・修復に関する研究成果を発表し討議を行い、広く文



化財の保存に貢献するため、東京国立文化財研究所では、昭和52年度より、各国より専門家を招待し、国際研究集会を開催しています。

#### 4 招へい研究員制度

昭和53年度より、東京国立文化財研究所において、文化財の保存修復に関する共同研究を行うため、毎年海外より2～3名の研究者を招へいしています。

#### ●芸術関係団体の国際交流事業補助

芸術関係団体に対する民間芸術等振興費補助金(9ページ参照)により、これらの団体が行う芸術の国際交流促進事業に対して事業費の一部を助成しています。

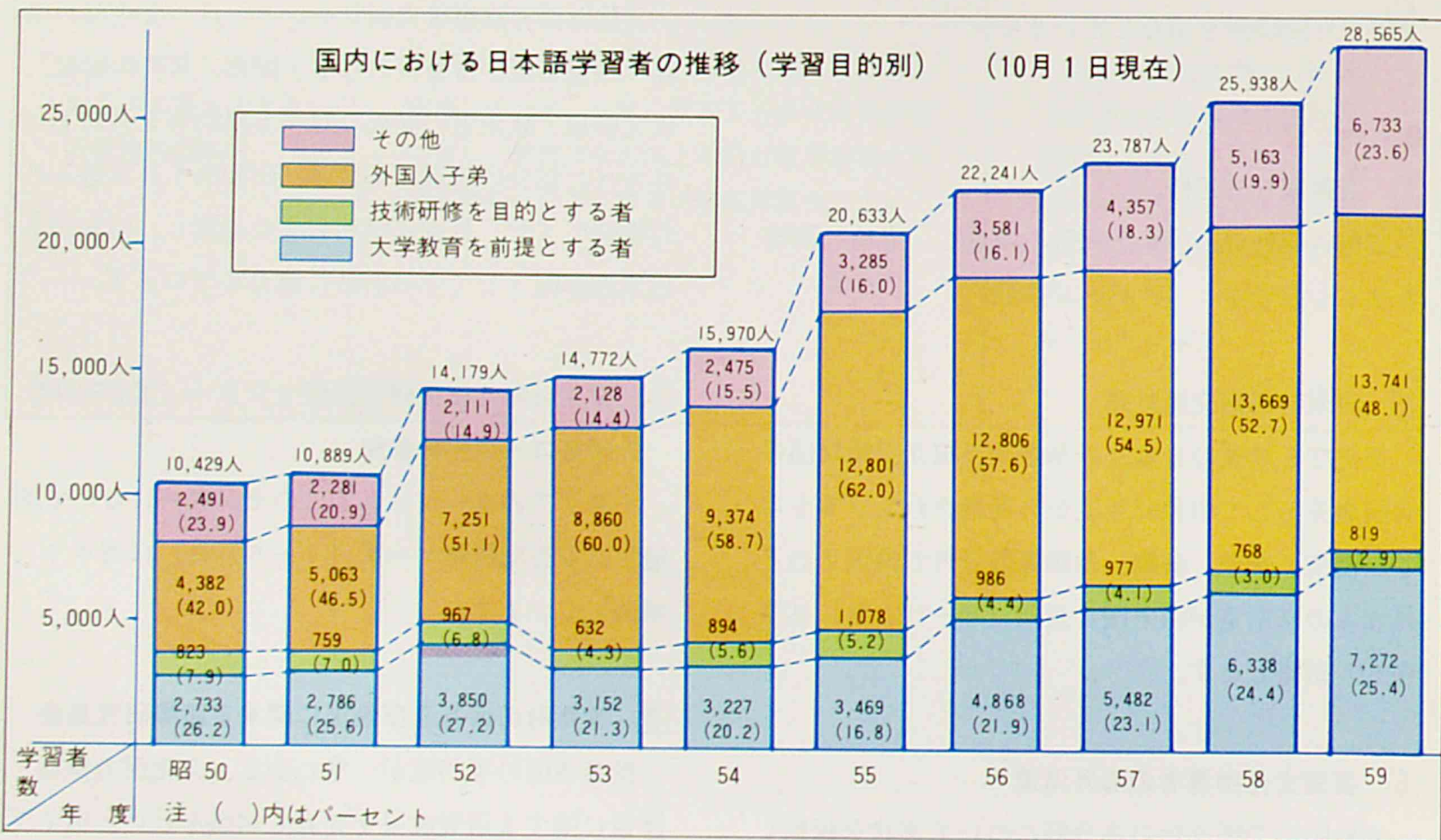
#### ●外国人に対する日本語教育

近年、国際交流の活発化に伴い、広く外国人の間に日本語学習への関心が高まっており、また、外国人に対する日本語教育の一層の充実、振興が各方面

から強く要望されています。このため、文化庁では、日本語教育に関する各種の実態調査を行うとともに、それらを基に、日本語教育の一層の充実・振興を図るための基本的施策の検討を進めており、また、民間の日本語教育機関における実践的研究の促進とその成果の普及を図るため、それらの機関への研究委嘱や研究協議会の開催等の事業を行っています。

また、国立国語研究所「日本語教育センター」においては、内外の日本語教育関係諸機関と連携協力しつつ、日本語教育の内容、方法に関する基礎的、実地的な調査研究、教材等の開発・提供、教員研修などの事業を推進しています。

さらに、昭和47年の日中国交正常化以来、中国残留孤児等の中国からの帰国が始まり、今後かなりの帰国者が予想されています。これらの中国帰国者の生活適応の円滑化に役立てるため、日本語教材及び指導書を作成、配布するとともに、日本語教師等に対し必要な指導法等の研修を行っています。



## 12. 文化庁の広報

#### ●文化テレビ放送

文化庁企画提供テレビ番組「美をもとめて」は、国民の文化的情操の向上に資するため、国立博物館・美術館等の所蔵品、特別展等の陳列品その他我が国及び外国の文化財、文化的催物等を紹介、解説するもので、東京放送(TBS)をキー・ステーションとして全国24局ネットで放映しています。

この番組は、昭和47年に放送を開始して以来、同種の番組が他局でも続々と生れ、テレビ界に刺激を与えましたが、同種の番組の中でも、また官庁提供番組の中でも、高視聴率を得ています。

「美をもとめて」放送局及び放送時間

東京放送(TBS)	日曜日	8:15～8:30
毎日放送(MBS)	//	//
北海道放送(HBC)	//	//
テレビユー福島(TUF)	//	//
テレビ山梨(UTY)	//	//
静岡放送(SBS)	//	//
テレビ高知(KUTV)	//	//
RKB毎日(RKB)	上記の週の 土曜日	9:30～9:45
中国放送(RCC)	//	//
青森テレビ(ATV)	//	//
新潟放送(BSN)	//	//
北陸放送(MRO)	//	//
信越放送(SBC)	//	//
山陰放送(BSS)	//	//
長崎放送(NBC)	//	//
熊本放送(RKK)	//	//
大分放送(OBS)	//	//
宮崎放送(MRT)	//	//
南日本放送(MBC)	//	//
琉球放送(RBC)	//	//
岩手放送(IBC)	//	10:15～10:30
東北放送(TBC)	//	10:30～10:45
山陽放送(RSK)	//	//
中部日本放送(CBC)	//	11:15～11:30

#### ●文化庁月報

文化庁では、事業・行事の紹介、文化に関する著名人の論文、随筆、解説、都道府県・市町村の文化行政の現状、各国の文化行政事情の紹介などを掲載する「文化庁月報」を編集し、刊行しています。

体裁はB5版・36頁 定価180円

年間購読料(送料共)2,160円



#### ●その他

上記のほか、文化庁の施設等機関は、それぞれ定期刊行物を発行しています。一般に入手しやすいものとしては、次のようなものがあります。

#### 1 東京国立博物館

「国立博物館ニュース」月刊 タブロイド版4頁 定価30円

「MUSEUM」月刊 B5版 34頁 定価500円

#### 2 東京国立近代美術館

「現代の眼」月刊 A4版 4頁～6頁 定価100円

#### 3 京都国立近代美術館

「視る」月刊 A4版 4頁～6頁 定価30円

## 戦後の文化行政のあゆみ

年	月	日	事	項
昭和20年	11	6	重要美術品等の認定並びに名勝天然記念物の指定事務開始通達。	
	12	15	GHQ、国家神道の禁止を指令。	
昭和21年	9	5	第1回芸術祭開催。	
	11	16	「当用漢字表」、「現代かなづかい」内閣訓令・告示。	
昭和22年	5	3	日本国憲法施行。	
	5	3	国立博物館官制公布（帝室博物館及び奈良帝室博物館を宮内省から文部省に移管、美術研究所などを合併して国立博物館及び国立博物館奈良分館と改称。）。	
	5	10	著作権事務、内務省から文部省に移管。	
	12	4	帝国芸術院を日本芸術院と改称。	
昭和23年	2	16	「当用漢字別表」、「当用漢字音訓表」内閣訓令・告示。	
	12	20	国立国語研究所を文部省所轄の研究所として設置。	
昭和24年	1	26	法隆寺金堂焼失。	
	4	28	「当用漢字字体表」内閣訓令・告示。	
	6	1	国語審議会設置。	
	7	23	日本芸術院令公布。	
昭和25年	4	1	芸術選奨制度発足。	
	5	30	文化財保護法公布（8・29施行）。	
	5	30	文化財保護委員会設置。	
	8	29	国立博物館、同館奈良分館及び美術研究所が文化財保護委員会の附属機関となる。	
昭和26年	4	3	文化功労者選考審査会設置。	
	4	3	宗教法人法公布、宗教法人審議会設置。	
	5	25	「人名用漢字別表」内閣訓令・告示。	
	12	1	博物館法公布。	
昭和27年	4	1	恩賜京都博物館が文化財保護委員会所管となり、京都国立博物館と改称。国立博物館を東京国立博物館と改称、美術研究所を東京文化財研究所と改称し、新たに奈良文化財研究所が設置される。	
	6	6	国立近代美術館設置（12・1開館）。	
	7	31	東京国立博物館奈良分館が奈良国立博物館として独立。	
昭和29年	5	29	東京文化財研究所、奈良文化財研究所を東京国立文化財研究所、奈良国立文化財研究所と改称。	
	7	1	重要無形文化財・重要民俗資料指定制度等発足。	
	12	9	「ローマ字のつづり方」内閣訓令・告示。	
昭和30年	1	26	第1回文化財防火デー実施。	
昭和31年	1	28	万国著作権条約公布。	
	6	30	地方教育行政の組織及び運営に関する法律公布。	
	7	9	中央教育審議会「教育・学術・文化に関する国際交流の促進について」答申。	
昭和33年	4	30	日本芸術院会館開館。	
	5	1	国立西洋美術館設置。（翌年6・10開館）	
昭和34年	4	1	新人美術作品買上制度発足。	
	4	1	芸術関係団体に対する補助金制度発足。	

年	月	日	事	項
昭和34年	7	11	「送りがなのつけ方」内閣訓令・告示。	
	7	20	奈良国立文化財研究所による平城宮跡発掘調査開始。	
昭和38年	3	1	東京国立近代美術館京都分館設置（4・27開館）。	
昭和41年	4	5	文化局設置（5・1発足）。	
	4	15	衆議院文教委員会て国立劇場法案可決の際伝統芸能以外の芸能の振興について附帯決議される。	
	4	28	文化財愛護モデル地区指定制度始まる。	
	5	30	文化財愛護シンボルマーク決定。	
	6	27	国立劇場法公布（7・1特殊法人国立劇場発足、11・1開場）。	
昭和42年	4	1	現代美術選抜展制度発足。	
	4	1	芸術選奨（新人賞）制度発足。	
	4	—	青少年芸術劇場発足。	
	5	31	国立近代美術館京都分館、独立して京都国立近代美術館となる。	
	7	4	芸術家在外研修制度発足。	
	7	14	世界知的所有権機関（WIPO）設立。	
昭和43年	6	15	文化庁設置、初代長官に今日出海氏就任。	
	6	15	文化財保護審議会設置。	
	9	15	「文化庁月報」創刊。	
	10	11	東京国立博物館東洋館開館。	
	10	17	川端康成、ノーベル文学賞受賞決定（12・10ストックホルムで受賞式）。	
昭和44年	6	11	東京国立近代美術館新館開館。	
	6	13	第1回地方芸術文化振興会議開催（全国8地区で7・6まで）。	
昭和45年	5	6	著作権法公布（46・1・1施行。保護期間50年となる。）。	
	5	27	東京国立近代美術館フィルムセンター開館。	
	12	18	「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策について」閣議決定。	
	12	24	著作権審議会設置。	
昭和46年	5	26	移動芸術祭・同巡回公演発足。	
	6	21	勸文化財建造物保存技術協会設立、修理技術後継者養成を開始。	
昭和47年	3	16	国立演芸場設立に関する請願国会で採択。	
	3	21	奈良県高市郡明日香村の高松塚古墳で壁画発見。	
	7	2	文化テレビ放送「美をもとめて」放映開始。	
	7	20	優秀映画製作奨励金交付制度発足。	
	10	2	特殊法人「国際交流基金」発足。	
	12	20	第二国立劇場設立準備協議会（第1回）開催。	
昭和48年	4	26	芸術文化指導者海外派遣制度発足。	
	5	7	移動芸術祭・同巡回公演（春季公演）発足。	
	6	18	「当用漢字音訓表」、「送り仮名の付け方」内閣訓令・告示。	
昭和49年	4	11	奈良国立文化財研究所に埋蔵文化財センター新設。	
	6	20	ベルス条約ブラッセル改正条約公布。	
	8	—	こども芸術劇場発足。	
昭和50年	3	6	ベルス条約パリ改正条約及び世界知的所有権機関（WIPO）設立条約公布。	

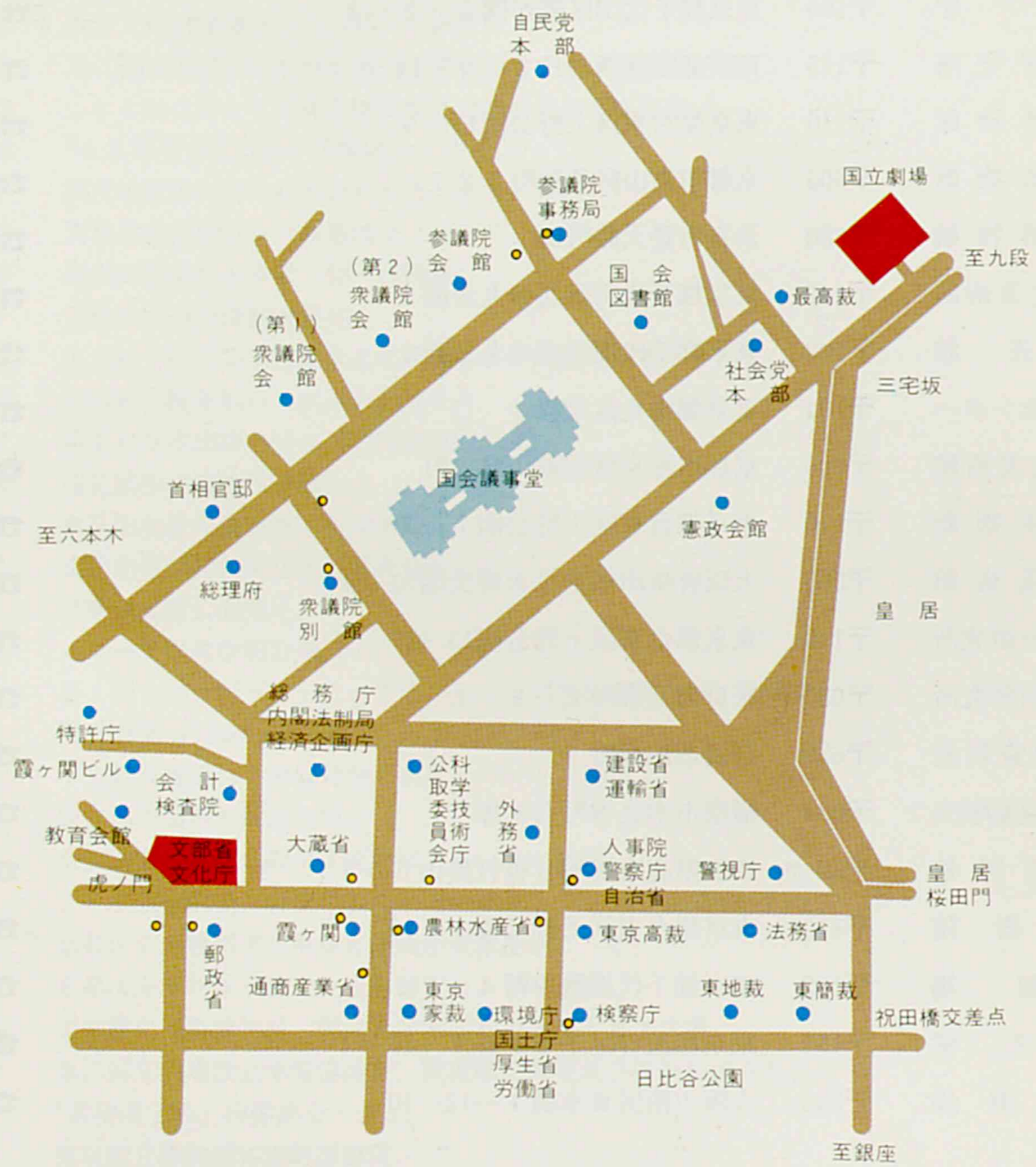
年	月	日	事	項
昭和50年	3	・15	奈良国立文化財研究所飛鳥資料館開館。	
	7	・1	改正文化財保護法公布(10・1施行)。	
昭和51年	5	・7	第二国立劇場設立準備協議会(第2回)で基本構想案承認。	
	5	・12	こども向けテレビ用優秀映画製作奨励金交付制度発足。	
	7	・30	「人名用漢字追加表」内閣訓令・告示。	
	10	・1	国立国語研究所に日本語教育センターを設置。	
昭和52年	3	・23	文化行政長期総合計画懇談会「まとめ」公表。	
	5	・20	国立国際美術館設置(10・15開館)。	
	6	・7	芸術家国内研修制度発足。	
	7	・30	第1回全国高等学校総合文化祭千葉市で開催(一八・三)。	
	8	・3	万国著作権条約パリ改正条約公布。	
	9	・17	第1回日本民謡まつり(芸術祭特別公演)。	
	11	・15	国立民族学博物館開館。	
	11	・15	東京国立近代美術館工芸館開館。	
昭和53年	6	・27	文化庁創設10周年記念功労者表彰式。	
	10	・一	芸術祭大阪公演発足。	
	10	・11	レコード保護条約公布。	
	11	・3	第1回ミュージック・フェスティバル(芸術祭特別公演)開催。	
昭和54年	3	・22	国立劇場演芸資料館開場。	
	6	・8	中央教育審議会「地域社会と文化について」答申。	
	11	・2	国立西洋美術館新館開館。	
昭和55年	4	・5	奈良国立博物館仏教美術資料研究センター設置。	
	7	・一	こども芸術劇場、青少年芸術劇場の離島・へき地公演発足。	
	7	・一	京都国立博物館文化財保存修理所業務開始。	
昭和56年	4	・3	京都国立博物館京都文化資料研究センター設置。	
	4	・14	国立歴史民俗博物館、国立大学共同利用機関として設置。	
	6	・19	第二国立劇場設立準備協議会、設置構想概要及び建築規模を報告。	
	10	・1	「常用漢字表」内閣訓令・告示。	
昭和57年	4	・6	東京国立博物館に資料部設置。	
昭和58年	3	・18	国立歴史民俗博物館開館。	
	6	・10	各省連絡会議「地域のスポーツ、文化、芸術の振興に関する施策について」報告。	
	9	・15	国立劇場能楽堂開場。	
	11	・1	第1回地域文化功労者表彰。	
昭和59年	3	・20	国立劇場文楽劇場開場。	
	4	・一	中学校芸術鑑賞教室発足。	
	5	・25	著作権法一部改正(60・1・1施行、貸与権の創設等)。	
	6	・15	「昭和60年度以降の芸術祭のあり方について」芸術祭懇談会報告。	
	7	・1	文化庁の機構改革(総務課、伝統文化課設置)。	

## 文化庁関係機関の住所・電話

文化庁	〒100	東京都千代田区霞が関3-2-2	☎ 03-581-4211
国立国語研究所	〒115	東京都北区西が丘3-9-14	☎ 03-900-3111
東京国立博物館	〒110	東京都台東区上野公園13-9	☎ 03-822-1111
京都国立博物館	〒605	京都市東山区茶屋町5-2-7	☎ 075-511-1151
奈良国立博物館	〒630	奈良市登大路町50	☎ 0742-22-7771
東京国立近代美術館	〒102	東京都千代田区北の丸公園3	☎ 03-214-2561
同工芸館	〒102	東京都千代田区北の丸公園1	☎ 03-211-7781
同フィルムセンター	〒104	東京都中央区京橋3-11	☎ 03-561-0823
京都国立近代美術館	〒606	京都市左京区岡崎円勝寺町	☎ 075-761-4111
国立西洋美術館	〒110	東京都台東区上野公園7-7	☎ 03-828-5131
国立国際美術館	〒565	大阪府吹田市千里万博公園10-4	☎ 06-876-2481
東京国立文化財研究所	〒110	東京都台東区上野公園13-27	☎ 03-823-2241
奈良国立文化財研究所	〒630	奈良市二条町2-9-1	☎ 0742-34-3931
同平城宮跡資料館	〒630	奈良市佐紀町	☎ 0742-34-3931
同飛鳥藤原宮跡発掘調査部	〒634	橿原市木之本町石ヶ坪	☎ 07442-4-1122
同飛鳥資料館	〒634-01	奈良県高市郡明日香村奥山6-0-1	☎ 0744-54-3561
日本芸術院	〒110	東京都台東区上野公園1-30	☎ 03-821-7191
国立劇場	〒102	東京都千代田区隼町4-1	☎ 03-265-7411
同能楽堂	〒151	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-18-1	☎ 03-423-1331
同文楽劇場	〒542	大阪市南区日本橋1-12-10	☎ 06-212-2531

# 文化庁附近図

●地下鉄入口



文部科学省図書館



1 0 0 0 6 7 1 1 3

文化庁

東京都千代田区霞が関3丁目2番2号(〒100)

電話(代) 03 (581) 4211

昭和60年4月